

# 「自転車運転者講習制度」とは？

自転車の運転に関して、信号無視などの危険なルール違反を繰り返すと、公安委員会から自転車運転者講習の受講を命ぜられる制度です。(平成27年6月1日から)

※ 公安委員会が講習の受講を命じる

一定の危険な違反行為をして

※ 行為の内容については裏面に記載

3年以内に**2回以上**

検挙され又は事故を起こした  
**悪質自転車運転者**

**自転車運転者講習**  
を受講 (講習時間:3時間)

※ 受講に従わない場合

**5万円以下の罰金**



?

自転車のハンドル等に傘スタンドを固定して  
傘をさして運転したらどうなるの？

?

■ 傘スタンドを使用しての傘さし運転について  
傘スタンドを使用しての運転は片手運転には  
なりません、次のような違反になる可能性が  
あります。

- 道路交通法第55条第2項  
(乗車又は積載の方法)  
運転者の視野を妨げ、あるいは車両の安定を  
害するような積載等をして車両を運転しては  
ならない。
- 道路交通法第70条  
(安全運転の義務)  
通行人に傘が接触し、他人に危害を及ぼした  
場合(交通事故)等は、危険行為の対象となる  
可能性があります。
- 大阪府道路交通規則第11条第4号・第5号  
(軽車両の乗車又は積載の制限)  
軽車両の積載の制限について  
高さ…2メートルを超えないこと  
幅 …積載装置の左右から0.15メートルを  
超えてはみ出さないこと  
と規定されており、制限を越えた積載は違反  
になります。

傘さし時の自転車運転者の正面視野

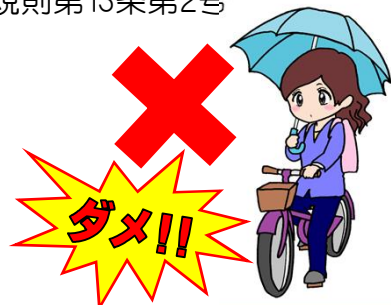


傘が妨げになり、  
周囲の状況が  
見えません！

【参考】片手で傘をさして運転することについて

- 道路交通法第71条第6号  
大阪府道路交通規則第13条第2号  
の違反になります。

傘スタンドを使用した自転車の運転は、  
風を受けた際に安定を失うおそれや  
周囲の状況が見えなくなりますので、危険です！



大阪府警察